

三股町文化的大会参加激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三股町の文化振興及び競技力(演技力)の向上を図ることを目的として、宮崎県又は九州代表として全国大会等に参加する場合に、三股町文化的大会参加激励金(以下「激励金」という。)を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(対象大会)

第2条 激励金交付の対象大会は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、社会教育関係団体及び、日本文化関係団体に加盟する団体(以下「文化関連加盟団体」という。)が主催もしくは主管する九州規模以上の大会(以下「大会等」という。)
- (2) 「三股町立中学校部活動補助金交付要綱」に該当しない大会等。

(対象者)

第3条 激励金交付の対象者(以下「対象者」という。)は、原則として町内に居住する高校生以下の児童、生徒及び幼児で、かつ他市区町村等から助成等を受けていない次に掲げる者とする。

ただし、団体及び個人は年度内に2回まで、選拔選手は年度内に1回の交付とする。

- (1) 宮崎県大会規模以上の予選を勝ち抜いて大会等に参加する団体(指導者、選手)又は個人(選手)。なお、指導者については町外に居住する者も対象とする。
- (2) 文化関連加盟団体から宮崎県又は九州代表の推薦を受けて大会等や強化合宿に参加する選手。なお、選手の保護者が三股町内に居住していれば、町外に居住する選手も対象とする。

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、別表のとおりとする。(ただし、予算の範囲内とする。)

(交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、団体での申請の場合は代表して指導者が、個人の場合はその個人が申請を行い、激励金を受けるものとする。なお、個人選手が未成年者の場合、その保護者が申請を行い、激励金を受けることとする。申請者は三股町文化的大会参加激励金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、大会開催14日前までに提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 宮崎県大会規模以上の予選の大会要項又は実施要項及び予選・選拔経緯の分かるもの
- (2) 対象大会の大会要項又は実施要項及び登録選手名簿
- (3) その他必要と認めるもの

(激励金の交付決定)

第6条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、激励金を交付することが適当と認めるときは、激励金の交付を決定し、三股町文化的大会参加激励金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(激励金の返還)

第7条 町長は、次の各号に該当する場合は、激励金の一部又は全額の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請により激励金を受けたとき。
- (2) 大会等への参加を取りやめたとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年11月 1日から施行する。

この要綱は、令和 8年 7月 1日から施行する。

別表

大会開催地区分	一人当たりの交付額	団体	選抜選手
宮崎県内	3,000 円	一人当たりの交付額×対象人数 ※個人の額に対象人数を乗じて計算する。ただし、50,000 円を限度とする額とする。 ※なお、対象人数とは各競技規則及び大会要綱に定められた正式競技人数と監督 1 名の合計とする。	10,000 円
九州（宮崎県、沖縄県を除く）	5,000 円		
中国 四国 近畿 中部 北陸 東海 沖縄県	8,000 円		
関東 東北 北海道	10,000 円		
国外	50,000 円		